

国民年金法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

国民年金の第三号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、本人の希望により当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講ずるものとする。

第二 改正の要点

一 第三号被保険者であった者からの届出

第三号被保険者であった者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬものとする。 (第十二条の二第一項関係)

二 共済組合等又は健康保険組合に対する資料の提供の求め

厚生労働大臣は、共済組合等又は健康保険組合に対し、国家公務員共済組合法等の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員等又は健康保険組合の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供等を求めることができるものとする。 (第一百八条第一項関係)

三 共済組合等からの情報の提供

共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第二号被保険者でなくなったことに関して必要な情報の提供を行うものとする。こと。 (第百八条の二の二関係)

四 第三号被保険者としての被保険者期間の特例

昭和六十一年四月からこの法律の施行の日 (以下「施行日」という。) の属する月の前月までの間にある第三号被保険者期間のうち、第一号被保険者期間として記録の訂正がなされた期間 (以下「不整合期間」という。) を有する者は、厚生労働大臣に対し、その不整合期間のうち当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間 (以下「時効消滅不整合期間」という。) について届出を行うことができるものとする。こと。 この場合において、届出の日以後、当該届出に係る時効消滅不整合期間 (以下「特定期間」という。) を老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすものとする。こと。 (附則第九条の四の二関係)

五 特定保険料の納付

特定期間を有する者は、第三の三の三の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日 (以下

「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、厚生労働大臣の承認を受け、当該特定期間のうち、五十歳以上六十歳未満の期間（六十歳未満の者である場合には、承認の日の属する月前十年以内の期間）について、特定保険料（各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）をいう。以下同じ。）の納付を可能とすること。（附則第九条の四の三関係）

六 特定受給者の老齡基礎年金等の特例

施行日において時効消滅不整合期間となった期間が第三号被保険者期間であるものとして老齡基礎年金等を受給している者（以下「特定受給者」という。）については、特定保険料納付期限日の属する月までの間、当該時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなすものとする。また、平成二十三年一月一日から同年二月二十四日までの間に老齡基礎年金等に係る裁定が行われた者であつて、厚生労働省令で定めるものについては、施行日の前日までの間、不整合期間を保険料納付済期間とみなすものとする。 （附則第九条の四の四関係）

七 特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齡基礎年金の額

特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（国民年金法第二十七条の規定等に基づき計算される老齡基礎年金の額をいう。）が減額下限額（不整合期間を保険料納付済期間とみなして国民年金法第二十七条の規定等に基づき計算される老齡基礎年金の額の百分の九十に相当する額をいう。）に満たないときは、減額下限額とする。と。（附則第九条の四の五関係）

八 不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例

施行日において不整合期間であった期間が第三号被保険者期間であるものとして障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給している者について、当該不整合期間を保険料納付済期間とみなすものとする。こと。

（附則第九条の四の六関係）

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 経過措置等

1 この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に初診日がある者に係る障害基礎年金等の支給については、所要の経過措置を設けること。（附則第四条第一項関係）

2 公布日以後に死亡した者に係る遺族基礎年金等の支給については、所要の経過措置を設けること。（

附則第四条第二項関係）

3 第二の五は、公布日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しないものとする。こと。（附則第五条関係）

4 その他この法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。